

**第七条** 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出する産業廃棄物を自ら管理する最終処分場に搬入する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

**第八条** 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者等とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の当該最終処分場への搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入)

**第九条** 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

**第十条** 第八条第一項の特別徴収義務者は当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者として指定された日から五日以内に、当該特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地及び名称

三 新たに産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする場合にあっては、その開始年月日

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の登録を受けた者は、その登録した事項に変更を生じた場合においては、変更を生じた日から五日以内に変更の登録を申請しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第四項の証票の交付を受けた者は、これを亡失し、又は破損した場合においては、直ちに、再交付を申請し、新たに証票の交付を受けなければならない。この場合において、当該申請は、証票を亡失した場合にあってはそのてん末を記載した書面を、破損した場合にあっては当該破損した証票を添

えて行わなければならない。

7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその旨を知事に届け出るとともに、当該証票を返納しなければならない。

(徴収猶予)

第十一条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第九条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十二条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

2 知事は、前項の規定により税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第一項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十三条 第七条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「産業廃棄物税の納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場

合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(納税者の届出)

第十四条 産業廃棄物税の納税者は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 産業廃棄物税の納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 埋立処分の開始年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(帳簿書類の保存義務)

第十五条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者は、帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から五年間保存しなければならない。

(賦課徴収)

第十六条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)」と、同条例第三条中「入猟税」とあるのは「入猟税  
産業廃棄物税」と、同条例第八条第一項中「十三 入猟税 狩猟者の登録を受ける地」とあるのは「入猟税  
産業廃棄物税」と、同条例第十条中「及びこの条例」とあるのは「、この条例及び秋田県産業廃棄物税条例」と、同条例第二十四条第一項中「又はこの条例」とあるのは「、この

「十三 入猟税 狩猟者の登録を受ける地

十四 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」

同条例第十条中「及びこの条例」とあるのは「、この条例及び秋田県産業廃棄物税条例」と、同条例第二十四条第一項中「又はこの条例」とあるのは「、この条例又は秋田県産業廃棄物税条例」とする。

(用途)

第十七条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に最終処分業者等である者に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

3 この条例の施行の際現に最終処分場を管理している者に対する第十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

(準備行為)

4 第八条第二項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定、第十条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請及び同条第四項の規定による証票の交付は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

秋田県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十四号

秋田県立大学条例の一部を改正する条例

秋田県立大学条例(平成十年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「システム科学技術研究科」の下に「及び生物資源科学研究科」を加える。  
 第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(学位論文審査料)

第十一条 秋田県立大学の大学院に在学する者以外の者で、博士の学位の授与を受けようとするものから、一件につき五万七千円の学位論文審査料を徴収する。

2 学位論文審査料は、学位の授与の申請を受理する際に徴収する。

3 秋田県立大学の大学院の博士課程の後期三年の課程において所定の単位を修得して退学した者が、退学の日から一年以内に前項の申請をする場合は、学位論文審査料を免除する。

4 既に徴収した学位論文審査料は、還付しない。

別表中「四九六、八〇〇円」を「五二〇、八〇〇円」に、「三六一、八〇〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、九〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十五号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県外産業廃棄物を県内で処分するための搬入について事前協議の制度を設けるとともに、その処分に関する協定その他必要な事項を定めることにより、県外産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県外産業廃棄物 県外に所在する事業場において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」とい

う。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 県外排出事業者 県外産業廃棄物を排出する事業者(法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む。)をいう。

三 産業廃棄物処理業者等 法第十四条第一項若しくは第四項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第十二条第三項若しくは第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託できる者をいう。

(事前協議)

**第三条** 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、県外産業廃棄物の種類、数量及び搬入期間その他規則で定める事項について、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該協議をした県外排出事業者に対し、搬入しようとする県外産業廃棄物の数量又は搬入期間の変更その他生活環境の保全に必要な措置を講ずべきことを指導し、及び助言することができる。

3 知事は、第一項の規定による協議を受けた日から三十日以内に、審査の結果を当該協議をした県外排出事業者に通知しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議の内容を当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者等及び当該県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在する市町村の長に通知しなければならない。

(協定の締結)

**第四条** 知事は、前条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者と、規則で定めるところにより、当該協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入その他必要な事項について、協定を締結することができる。

2 前項の環境保全協力金は、産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(協議内容の遵守)

**第五条** 第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、当該協議の内容を遵守し、当該県外産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 第三条第四項の規定による通知を受けた産業廃棄物処理業者等は、当該通知の内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしなければならない。

(報告)

**第六条** 第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、六月以内に一回、規則で定めるところにより、県内への県外産業廃棄物の搬入状

況を知事に報告しなければならない。

(立入検査)

**第七条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入する県外排出事業者又は当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を行う産業廃棄物処理業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

**第八条** 知事は、県外排出事業者が第三条第一項の規定による協議をすることなく県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入したときは、その者に対し、当該協議をすべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第三条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が、当該指導及び助言に従わないときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者が当該協議の内容を遵守せず県外産業廃棄物を処理したときは、その者に対し、当該協議の内容を遵守させるために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、第三条第四項の規定による通知を受けた産業廃棄物処理業者等が当該通知の内容に従わず県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしたときは、その者に対し、当該通知の内容に従わせるために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 知事は、第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者が第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者に対し、報告をすべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告の公表)

**第九条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べべる機会を与えなければならない。  
(協議等の状況の公表)

**第十条** 知事は、毎年、第三条第一項の規定による協議、第四条の規定による協定の締結及び第六条の規定による報告の状況を公表しなければならない。

(規則への委任)

**第十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行し、同年二月一日以後の県外産業廃棄物の県内への搬入について適用する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の前日に秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)第三十四条に規定する行政指導の定めるところに従って第三条第一項の規定による協議に相当する協議をした県外排出事業者が行う県外産業廃棄物の県内への搬入(当該協議に係る搬入期間(その末日が平成十六年九月三十日後である場合は、当該搬入の開始の日から同月三十日までの期間)に行う搬入に限る。)については、同項の規定による協議を要しない。

## (検討)

3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

クリーニング業法施行条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十六号

クリーニング業法施行条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者の講ずべき衛生上必要な措置)

第二条 法第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

## 一 施設及び設備等に関する措置

イ クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分にすること。

ロ クリーニング所は、住居施設及び他の営業施設と隔壁等により区分し、かつ、これを洗濯物の処理以外の用途に使用し、又は使用させないこと。  
ハ クリーニング所は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない十分な広さを有すること。

ニ 洗濯場の内壁は、床面から一メートルの高さまで不浸透性材料(コンクリート、タイル等水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で腰張りされていること。



ホ 洗濯場及びその周辺の排水溝には、糸、布くずその他これらに類するものを除去する設備を設けること。  
へ 仕上場の床は、不浸透性材料を使用し、又は板で内張りをする事。

ト 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けるとともに、適当な広さの受渡し場を設けること。

チ 食品の販売又は調理等を行う営業施設その他洗濯物を汚すおそれのあるものを取り扱う営業施設と同一施設内に、洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しをするための施設（以下「取次所」という。）を設ける場合は、当該取次所の境界に板その他適当な材料により隔壁を設け、かつ、これを洗濯物の受取及び引渡し以外の用途に使用し、又は使用させないこと。

リ 取次所の床は、不浸透性材料を使用し、又は板で内張りをする事。

ヌ 取次所には、受渡しのためのカウンター等の設備を設けること。

## 二 衛生上の取扱いに関する措置

イ 洗濯物の区分及び保管のために必要な戸棚又は容器を備え、かつ、その使用区分を表示し、清潔にしておくこと。

ロ 洗濯物を収集し、又は配達する場合その他運搬する場合は、容器を備え、洗濯の終わらないものと終わったものを区別しておくこと。

ハ クリーニング所の室内及び洗濯物の保管又は運搬に必要な容器は、随時薬品で消毒すること。

ニ 仕上作業は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用すること。

## 三 業務従事者に関する措置

イ 営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するもの（以下「業務従事者」という。）が結核、皮膚疾患その他伝染するおそれのある疾病にかかった場合には、直ちにその旨を当該クリーニング所の所在地を所管する保健所長に連絡し、その指示に従うこと。

ロ 保健所長から業務従事者について結核、皮膚疾患その他伝染するおそれのある疾病に係る健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合には、当該業務従事者に健康診断を受けさせること。

2 前項に定めるもののほか、法第三条第三項第五号の規定による消毒を要する洗濯物を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 消毒を要する洗濯物の保管には、専用の容器を備え、使用の都度消毒すること。

二 消毒を要する洗濯物の集配には、密閉できる専用の容器を備え、使用の都度消毒すること。

三 消毒に必要な器具及び薬品を備え、常に使用可能な状態にしておくこと。

（手数料）

第三条 県は、法及びクリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「令」という。）の規定によりクリーニング所の検査を受けよ

うとする者等から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

一 法第五条の二の規定によるクリーニング所の検査

一件につき 一万六千円

二 法第六条の規定によるクリーニング師の免許の申請

一件につき 五千六百円

三 法第七条第一項の規定によるクリーニング師試験の受験の出願

一件につき 一万円

四 令第一条第二項の規定によるクリーニング師免許証の訂正の申請

一件につき 二千九百円

五 令第一条第三項の規定によるクリーニング師免許証の再交付の申請

一件につき 三千四百円

3 手数料は、申請又は出願があったとき(前項第一号の手数料にあっては、法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出があったとき)に徴収する。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。

(試験委員)

第四条 法第七条第一項に規定するクリーニング師試験に関する事務をつかさどらせるため、秋田県クリーニング師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員の数は、五人以内とする。

3 委員は、クリーニング師及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任規定)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

(秋田県クリーニング師試験委員に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 秋田県クリーニング師試験委員に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十号)

二 秋田県クリーニング所検査等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第五十九号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の秋田県クリーニング師試験委員に関する条例第二条第二項の規定により任命されている委員は、第四条第三項の規定により任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、平成十五年四月三十日までとする。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十七号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第五条から第十条までを二条ずつ繰り下げ、第四条中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第八条の施設の衛生上必要な措置)

第六条 法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設の衛生上必要な措置については、第四条(第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「化製場」とあるのは「法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設」と、「死亡獣畜」とあるのは「死亡獣畜等」と読み替えるものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(死亡獣畜取扱場及び化製場の衛生上必要な措置)

第四条 法第五条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、知事が土地の状況又は業態により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜を埋却する穴の深さは、投入した死亡獣畜の上部から地表まで一メートル以上であること。

二 化製場にあつては、消石灰、ホルマリン、クレゾールその他の消毒薬並びに散布器及び専用靴を常備し、人畜共通の伝染病にかかった死亡獣畜を処理したときは、十分に消毒すること。

附則第二項中「第四条又は第七条」を「第五条又は第九条」に改める。